

国民健康保険税の課税限度額等

課税限度額の改正

国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう、課税限度額が改正となります。令和2年度は、医療保険分の課税限度額が令和元年度の58万円から61万円に引き上げられ、国民健康保険税全体としては96万円(令和元年度：93万円)が課税限度額となります。

低所得世帯への軽減の拡充

所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度です。

令和2年度は、5割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずる金額を令和元年度の28万円から28.5万円に、2割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずる金額を令和元年度の51万円から52万円に引き上げます。

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8891

後期高齢者医療制度の保険料率等

保険料率の改正

高齢化や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、保険料率は2年に一度見直されることになっています。令和2・3年度の保険料率等は、下表のとおりです。

区分	平成30・令和元年度	令和2・3年度	比較
均等割額	43,200円	43,200円	据え置き
所得割率	8.54%	8.54%	据え置き
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

所得の低い方への軽減措置

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引き上げられます。均等割額5割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずる金額が28万円から28.5万円に、2割軽減の対象となる世帯は51万円から52万円に変わります。

今年度以降の均等割額軽減特例措置の見直し

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、世代間の負担の公平を図る観点などから、国の医療保険制度改革により、本来の軽減割合の7割軽減となるよう段階的に見直しが行われています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賦課限度額	8割軽減 →	7割軽減	
	8.5割軽減 →	7.75割軽減 →	7割軽減

■問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805
税務課 ☎(32)8891

オレンジカフェ

しもつけ茶屋

■日時 6月2日(火)・10日(水)・18日(木)
7月7日(火)・15日(水) 午前10時～午後2時

■場所 南河内児童館

より処グリム

■日時 (毎月第3金曜日)
6月19日、7月17日 午前10時～正午

■場所 グリムの館

おひさま

■日時 (毎月第4水曜日)
6月24日、7月22日 午後1時～3時

■場所 サン薬局(文教1-19-4)

ゆうゆう茶屋

■日時 (毎月第1金曜日)
7月3日(金)、8月7日(金) 午前10時～正午

■場所 ゆうがお作業所(ゆうゆう館)

共通事項

■参加費 100円(飲み物代)

■問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(32)8904

下野市小中学生応援支援金

おすすめ
4

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小中学校臨時休業にともない、負担増となる昼食費や家庭学習のための教材費等に充てていただくため、下野市小中学生応援支援金を支給します。

■対象者 5月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている小中学生等の保護者

■支給額 小中学生等1人につき1万円

申請・支給について

下野市立の小中学校に在籍

原則、申請は必要ありません。給食費の引き落とし口座に、6月中に振り込まれます。

※口座を解約されている方は、学校教育課までご連絡ください。

特別支援学校や市外の小中学校などに在籍

申請が必要となります。個別に申請書をお送りしますので、お手続きください。

■申請期限 12月15日(火)

■問い合わせ先 学校教育課 ☎(32)8918

